

三条通の駐車禁止規制を見直します！

三条通（木屋町通～三条大橋西詰南側）の駐車禁止規制は、

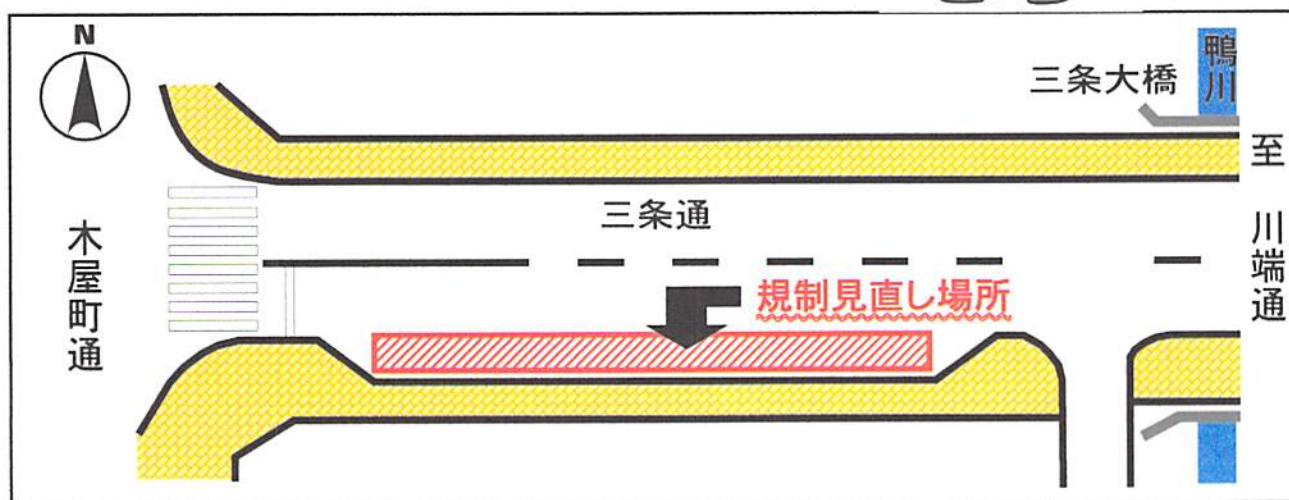
令和2年6月23日から
貨物集配中の貨物の駐車が終日可能



貨物集配中の貨物の駐車に限る

になります。

規制見直し後の
標識のイメージです！



宅配貨物を含む物流は、今日の私たちの社会生活に密接に関連した公共性の高いサービスとなっています。

宅配貨物等の駐車スペースが少ない京都のまちなかにおいて、交通影響とのバランスを考えた上で、貨物集配中の貨物自動車に限り駐車禁止規制の対象から除外することは、宅配貨物等の無秩序な違法駐車を抑制するとともに『私たちの社会生活の利便性の向上』や『交通の安全と円滑の向上』につながります。

ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



京都府警察本部交通規制課 (075-451-9111)
京都府中京警察署 (075-823-0110)

